

第2回 第4次大阪市食育推進連絡調整会議の開催について

1. 日時 令和8年2月9日(月) 10:00~11:30
2. 場所 大阪市保健所 研修室2
(大阪市阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス 12階)
3. 第4次大阪市食育推進連絡調整会議委員 構成団体

団体名	
1	大阪市食生活改善推進員協議会
2	一般社団法人 大阪府医師会
3	公益社団法人 大阪府栄養士会
4	一般社団法人 大阪府歯科医師会
5	一般社団法人 大阪府薬剤師会
6	大阪市学校保健会
7	一般社団法人 大阪市私立保育連盟
8	一般社団法人 大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会
9	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
10	大阪市農業協同組合
11	近畿百貨店協会
12	公益社団法人 大阪食品衛生協会
13	大阪市 PTA 協議会
14	公立大学法人 大阪公立大学
15	市民委員

第4次大阪市食育推進連絡調整会議開催要綱

(開催)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市町村食育推進計画（以下「第4次大阪市食育推進計画」という。）の策定及び食育推進に関する必要な事項について、意見を聴取することを目的として、第4次大阪市食育推進連絡調整会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議のメンバー)

第2条 会議のメンバーは、学識経験者、市内において積極的な食育推進活動を行う団体の代表者、公募により選考された市民その他健康局長が適当と認める者のうちから健康局長が委嘱する。

- 2 メンバーの任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項に掲げる公募の方法は、別に定める。

(座長)

第3条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 会議は、「第4次大阪市食育推進計画」の計画期間中開催する。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

第4次大阪市食育推進連絡調整会議メンバー公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第4次大阪市食育推進連絡調整会議開催要綱第2条第3項の規定に基づき、第4次大阪市食育推進連絡調整会議メンバー（以下「メンバー」という。）の公募方法について必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は次のとおりとする。

- (1) 年齢18歳以上の者
- (2) 本市に引き続き1年以上居住する者
- (3) 本市の附属機関等のメンバーに委嘱されていない者
- (4) 本市職員又は本市外郭団体職員でない者

(公募するメンバー数)

第3条 公募するメンバーの人数は2名以内とする。

(メンバーの公募方法)

第4条 メンバーの公募にあたっては、広報により広く周知する。

- 2 応募者には、食育に関する小論文等の提出を求める。

(選考委員会の開催等)

第5条 メンバーの選考にあたっては、選考委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- 2 委員会は、健康局における次の役職にある者をもって構成する。
健康推進部長、健康施策課長、健康づくり課長、健康推進部保健主幹（栄養士）
- 3 前項に掲げるもののほか、健康推進部長が指名する者を委員会委員とすることができる。
- 4 委員会に、選考委員長（以下「委員長」という。）を置く。
- 5 委員長は、健康推進部長とする。
- 6 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。
- 7 委員会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(メンバーの選考)

第6条 メンバーに応募のあった者については、委員会において審査する。

- 2 メンバーの選考にあたっては、第4条第2項により提出された小論文等により判断する。ただし、必要に応じ、委員会による面接を行うことができる。
- 3 メンバーの選考にあたっては、性別、年代、及び地域のバランスを考慮する。

(選考結果の通知)

第7条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は令和6年6月24日から施行する。

第4次大阪市食育推進連絡調整会議メンバー公募要領細則

第4次大阪市食育推進連絡調整会議メンバー公募要領第6条第1項に規定するメンバーの選考については、次の各号の規定による。

1 小論文での選考基準

- A 実際の食育の実践を踏まえての意見・提言であるか
- B 具体的かつユニークな意見・提言であるか
- C 問題意識の強さ
- D 第4次大阪市食育推進計画への期待度
- E 食育推進の意義についての理解度

それぞれの項目毎に、2点、1点、0点で3段階評価を行ない、高い評価に対して高得点を与えるものとする。点数の高い者より優先順位をつける。

2 アンケートの実施

応募者全員にアンケートを実施し、応募の動機、実際の食育の経験、ボランティア活動歴、職歴や公職歴、会議への出席の可能性の有無等を聞き、人物評価をする上での参考資料とする。

3 総合的判断

小論文での得点とアンケートから総合的に判断して、メンバーを1名ないし2名選考する。